

平成26年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成26年10月17日（金） 午後1時30分から午後4時45分まで

2 場 所

県庁本庁舎5階大会議室

3 出席者

委 員：吉門委員長、齋藤副委員長

石川委員、前田委員、近藤委員、工藤委員、藤倉委員、坂本委員、
村上委員、宮脇（勝）委員、松菌委員、宮脇（健）委員、柳委員

事務局：環境生活部 中島部長、半田次長、矢沢次長

環境政策課 山崎課長、森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、
倉持副主査、宮澤副主査

廃棄物指導課 石崎副課長、坂元主査、鈴木技師

事業者：船橋市

傍聴人：4名

4 議題

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）

(2) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（諮問）

5 結果概要

詳細については別紙のとおり。

(1) 事務局から、資料2により前回委員会後に寄せられた意見とその対応について説明が行われた。

次に、これまでの審議等を事務局案として整理した結果として、資料3及び資料4（答申案）を基に、答申案と指導事項に仕分けをした意見について説明が行われ、その内容について審議された。

審議の結果、答申案の内容を一部修正することとし、最終的な内容については委員長と副委員長に一任されることとなった。

(2) 事務局から、船橋市南部清掃工場建替事業について環境影響評価手続きの状況について資料5により説明が行われ、準備書に関して委員会に諮問された。

その後、事業者から当該事業の概要について資料6を基に説明が行われ、質疑応答が行われた。

[資料]

資料1：君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料2：前回委員会後に各委員から寄せられた意見の概要及び事務局対応案について

資料3：答申案審議に向けた論点整理【委員限り】

資料4：君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見（答申案）

資料5：船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料6：船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の概要

【別紙】

1 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について

(1) 事務局説明

① 前回委員会後の委員からの意見とその対応について

事務局から、前回委員会後に委員から寄せられた意見とその対応について資料2の説明が行われた。

また、前回委員会で確認するように指摘のあった、処分場に係る君津市の騒音規制について、次のとおり説明があった。

(事務局)

君津市長の意見は、最終処分場での重機を使用した埋立作業は、君津市環境保全条例の特定建設作業ではなく同条例の特定作業であるため、特定作業の騒音規制値を基準に評価するよう求めているものである。

事業者の考え方は方法書6-36ページにあるとおり、当該最終処分場の騒音については、君津市環境保全条例の規制対象地域外であるため特定建設作業の適用は受けないが、参考値として特定建設作業の規制値70dBを整合を図るべき基準とする旨を記載しており、事業者が環境保全条例の特定作業であることを認識していなかったということである。

君津市の当該条例では、特定作業を行おうとする事業者が事前に市に届出をして、市が認知をしたうえで規制基準を遵守させる仕組みであるが、既設の処分場では事業者は現在届出をしていない。君津市は、既設の処分場に関して君津市では遅延理由書を添付して届出を提出するよう指導しているところであり、市としては、今後、現地の周辺環境を踏まえながら、どのように規制値を担保するよう指導していくのか検討中であると聞いている。

事務局としては、市条例で特定作業規制基準が適用されるのであれば、事業者も環境影響評価の評価基準は条例の基準を踏まえて対応すべきと考え、君津市長の意見を踏まえて、答申案に盛り込んだ。

② 論点整理及び答申案について

事務局から、資料3及び資料4（答申案）について次のとおり説明が行われた。

(事務局)

資料3は、前回委員会の資料を、委員の意見及び事務局として精査した結果を反映して加筆修正を行ったものである。なお、慣例として、方法書の内容に対して大きな変更や再検討を求める意見については知事意見とするた

めの答申案に、そのほかの確認や軽微な変更を求める意見については指導事項として仕分けを行い、指導事項は環境生活部長意見として、事業者へ対応を求める。なお、条例等の制度上、そのままでは答申に反映することが難しい事項についても、指導事項としている。

資料3を事務局として仕分けの結果、答申事項に整理したものが、資料4の答申案となる。

資料3と資料4の答申案を照らし合わせながら説明をするが、まず、資料3について前回からの修正点を中心に説明をする。

資料3の1全般的事項の(1)地域特性の②について、原案では「水道水源」だけが頭出しされていたが、農業用水源としての利用や、周辺地下水での簡易水道水源としての利用もあることから、これらの項目についても追加で記載することとした。(3)その他③については、資料2で説明したとおり、低地で発生した廃棄物を高地で埋め立をする事業である旨を追加で記載した。

答申案の前文は、資料3の1全般的事項を踏まえて作成した。

次に、資料3の2事業計画について、前回から変更のあった部分について、会議後に委員から補足いただいた内容を反映し、⑦で土堰堤部分の上部遮水シートに関して加筆している。

①から⑧のうち、③の増設規模の事項と、④の覆土置き場に係る事項については答申案の前文に反映している。⑤の近年の大雨に対する考慮と、⑥の豪雨による深層崩壊現象への懸念については、一括りにして答申案の1事業計画(1)に反映している。⑧の水質監視項目に関しては同(2)に一つの答申項目として挙げている。

資料3の3環境影響評価の項目について、資料2にあるように②と④の内容を集約し、周辺に民家がないことや、排出ガス対策型の重機を使用すること、重機等を使用する台数も変わらないことを勘案して指導事項とし、準備書において環境影響評価の項目として選定しないものについては、理由を分かり易く示すよう指導することとした。

結果として、答申案の2環境影響評価の項目に関しては、資料3の3①の自然由来の土壤汚染に関して答申案2(1)に、③の処分場排水の地下水への影響評価に関して答申案2(2)に反映している。

(1)の背景として、方法書中では、事業予定地には人為由来の土壤汚染が認められていないことから調査項目として選定しないとしているが、自然由来の汚染も考慮して、調査項目として選定するよう意見したものである。

(2)の背景として、方法書では浸出水を水処理後に河川に放流するため、浸出水による地下水への影響は選定しないとしていることについて、処理水

による河川からの地下水への影響を調査するよう意見したものである。

資料3の4調査、予測及び評価の手法について、(1)全般の項の③に、前回の環境影響評価及び事後調査の結果を踏まえるよう、事務局として意見を追加することとした。(1)全般で答申案に反映した部分は、①の既存施設も含めた環境保全措置に関してであるが、これについては答申案の前文に含めている。

資料3の4(2)大気質については、前回から変更は無く、①の覆土置き場に係る事項、②の粉じんの調査時期に係る事項、③の林道の未舗装部分の粉じん調査地点の追加に関して、答申案の3(1)アからウまでに反映している。

答申案の3(1)アの背景として、今回の事業計画の中では事業計画地の西側に6.9haの覆土置き場が追加されることから、粉じんの発生源として追加する必要があると考えたものである。

イの背景として、事業者は冬季のみ追加測定としていたが、市長意見及び住民等意見を踏まえて委員会の中でも議論があり、四季の測定を意見することとした。

ウの背景として、事業者は、歩行者の利用頻度が少ないことや適宜散水により対応することとして、影響の検討を行わないとしていたが、住民等意見や委員会での議論を踏まえ、調査・予測地点の追加を意見することとした。

資料3の4(3)水質で前回から変更した部分について、市長意見の③については、市条例による排出規制項目は、そもそも監視測定の対象であり排出時点で遵守されるべきものであるため、下流の希釈された後のものを調査項目として追加を求めることに必然性がないこと、また、内分泌攪乱化学物質のような必ずしも科学的に解明されていないようなものを調査項目として追加することにも必然性は認められないため、削除することとした。同様に、住民意見の④についても、臭化物イオン等については、調査項目として追加する必然性がないため削除した。

⑥の沢水、地下水の調査については、方法書の中で表流水について生活環境項目については月1回、有害物質等は年1回調査が行われ、今現在も地下水のモニタリングについて、生活環境項目を月1回、有害物質等は年4回調査が行われているため、改めて追加の調査を求める必要性はないものと考え削除した。

⑧として、方法書中の水質等調査地点図の地点番号が統一されていないので統一すべきとして指導事項として追加した。

⑨として、施工時の調査、予測、評価項目として濁水の観点のみであるが、コンクリート等の影響も考えられるため、簡易な項目であるが千葉県

環境影響評価技術細目に基づき、水素イオン濃度の追加を求めることを指導事項として追加した。

⑩として、調査項目として、水生生物の保全に係る水質環境基準項目である全亜鉛等を追加するよう追記した。

結果、論点整理した水質の項目として①から⑩までである中で、答申案には②と⑤の2項目を挙げている。

答申案3（2）水質のアについて、大雨時の調査等について、委員会では事業者から調査等を実施する旨の回答があったところだが、答申案に入れることとした。

イについて、方法書の中では事業区域外で4地点の調査地点があるが、住民意見や委員会での意見を踏まえ、農業用水等の利水の状況を勘案して調査地点を追加するよう意見することとした。

資料3の4（4）水底の底質について、①は臭化物イオン等の化合物を調査項目として追加することを求めた意見であるが、水質の項目と同様に、追加する理由が明確でないため、記載は見送ることとした。

水底の底質の項目では②を答申案に挙げており、内容は答申案3（3）水質と同じである。

資料3の4（5）水文環境について、①は前回委員会での御指摘から表現を修正した。

⑥にモニタリング井戸の適切な設置のため、事業実施区域内の帯水層及び地下水の流下方向に関する詳細な調査を実施すべきと追加した。

資料3の4（5）水文環境では①を1項目、②と⑤を括って1項目、③と④と⑥を括って1項目として、計3項目を答申案に挙げている。

答申案3（4）水文環境のアについては、委員会でも議論となった部分を記載している。

イについて、水資源としての地下水環境に関して、地下水の質と量の両面からの意見として記載しており、住民意見のあった内容であり、委員会でも議論となった意見である。

ウについて、市長意見、委員会の議論、事務局の意見を基に記載しているが、要点として、既設井戸は現在の事業区域では下流部に設置されているが、今回の事業で区域が広がった場合、事業区域の中央に位置することになるという点。このため、詳細な調査を経たうえで、新たな事業区域の下流部に井戸新設し、新たな井戸を用いて調査、予測、評価をすべきという点。その際には、新設井戸は簡易水道水源を考慮すべきであるという点を記載している。

資料3の4（6）騒音・振動について、④を事務局として追記した。④は道路交通騒音について、日本音響学会の最新の予測モデルを用いるべき

とした指導事項である。

答申案については、①と③を括って1項目、②で1項目の計2項目を挙げている。

答申案3（5）騒音・振動のアは、先に述べたとおり、君津市環境保全条例に基づく評価を行うよう意見したものである。

イについて、委員会でも意見があった内容であり、今回の道路交通騒音の予測対象地域には日本音響学会の予測モデルでは馴染まない部分もあるため、騒音レベル等による予測評価を追加で求めるものである。また、市長意見で住宅地域等での民家への影響が懸念されることから、調査及び予測地点の追加を求めることとした。

資料3の4（7）悪臭について、⑦について委員会での意見もあり、ガス抜き管だけでなく、敷地境界でのモニタリングも求めるものである。

⑧は、水処理施設からの硫化水素について、委員会の意見もあり、埋立地からの悪臭発生と特性が異なることを勘案して調査、予測、評価するよう求めるものである。

悪臭については①から⑧までについて、②と③を括って1項目、④と⑦を括って1項目、⑧で1項目の計3項目を答申案に挙げている。

答申案3（6）悪臭のアは、市長意見として頂いた意見であるが、粉じんの項目と同様に四季別の調査を求めるものである。また、なお書以降の部分については、委員会の中で議論のあった意見である。

また、イ、ウについても、委員会の議論を踏まえての意見である。

資料3の4（8）地形及び地質等について、前回の委員会での議論を踏まえて、①の活断層の調査を削除し、代わりに②に地すべり等の地盤災害のおそれについて調査すべきとして記載した。

また、③に、方法書の6-49から6-53にかけての地形及び地質等について、調査項目として施設供用時の影響が選定されているが記載が無いため、準備書において明らかにするよう指導事項として記載した。

なお、地形及び地質等の項目で答申案として挙げたものはない。

資料3の4（9）植物について、前回の論点整理から変更した部分はない。①と②を括って一つの答申案の項目として挙げている。

答申案（7）植物については、元々は住民等意見として出ていた意見であり、調査範囲の拡大、踏査ルートを追加を必要に応じて求めるものである。

必要に応じての判断は、第一義的には事業者が判断するが、調査の中で地形や植生等の状況から調査範囲の拡大の必要が考えられる場合や、設定した調査範囲の外縁部で重要な種が確認された場合には、須らく範囲を拡大すべきと考えている。

資料3の4(10)動物について、前回論点整理から変更した部分はない。①について1項目、②と④を括って1項目、③で1項目の計3項目を答申案に挙げている。

答申案(8)動物のアとして、(7)植物と同様に必要に応じて調査地点、踏査ルートについて拡大、追加するよう求めている。

イについて、住民等の意見及び委員会での意見を包括した表現としている。ウについては委員会の議論を踏まえた意見としている。

資料3の4(11)陸水生物について、④は住民等意見として出されたものだが、昆虫類及び陸水生物の調査、予測、評価の記載の中で構成生物の種類組成の多様性保全に包括される内容となることから、削除することとした。

答申案に挙げる項目として、①で1項目、②と③と⑤を一括りとして1項目の計2項目とした。

答申案(9)陸水生物のアについて、市長意見として出ていたものであり、方法書中ではパックテストによるCODと検知管による塩化物イオン濃度の測定を行うとして、簡便な方法が計画されているが、測定項目の追加とともに精緻な調査を求める内容とした。

イについては、市長意見及び住民等意見として出されている内容である。

資料3の4(12)生態系については、前回論点整理から変更した部分はない。①は調査範囲について植物、動物の項目と同様の対応を求めているものであり、答申案3(10)に反映している。

資料3の4(13)景観について、事務局の意見として、⑥に方法書で10月から11月としている紅葉の時期を、当該地域の紅葉時期である10月後半から12月前半に修正するよう指導事項として追記した。結果として、答申案には③と④の項目を一括りにして1項目を挙げている。

答申案(11)景観については、委員会において議論があり、住民等意見でも出されていた部分であるが、第Ⅱ期のアセスメントで見えないと評価されていた施設が、現状ははっきりと視認できるというアセス精度上の課題や、答申案の前文にも記載した既存施設・増設施設を含めて環境影響を回避、低減するという趣旨を踏まえた表現としている。

なお、資料3の4(13)景観①の、「土地利用・土地改変に関して、下流域の木更津市や富津市の住民や行政の意向調査を実施すべき」との委員会での意見について、意見の趣旨として景観として空間的イメージからの心理的影響も考慮すべきとのことであり、事務局としても検討したところであるが、現状のアセス制度の中では、景観の項目は視覚的影響を想定しているため、制度的に馴染まないと考えられること、また、下流域での住民等への意向調査については、アセス制度における環境の保全の見地から意見を求める

こととは必ずしも同じ内容とならないと考えられ、制度的な裏付けが出来ないため、答申案としては挙げず、指導事項とした。また、このままの内容で指導事項とすることも難しいと考えられ、このような意見を踏まえ、準備書手続き以降では周知の強化を図り、住民意見の提出の促進につながるような対応を求める等の対応が、制度的には限界と思われる。

資料3の4(14)人と自然と触れ合いの活動の場について、前回からの変更として②、③の部分に事務局意見として追加している。②については景観で追記した紅葉時期の修正と同様である。③については、方法書において新緑と紅葉の季節各1回調査すると記載されていることについて、第Ⅱ期のアセスメントにおいても同様の記載があるが、実際には各季節について平日及び休日の調査を行っていることから、最低でも同様の対応を求めるため指導事項として追加したものである。なお、事務局の整理として答申案に挙げた項目はない。

資料3の4(15)温室効果ガス等①について、前回委員会及びその後の意見を反映して、発生源に浸出水処理工程を追加するとともに、温室効果ガスとして二酸化炭素及びメタン以外に、必要に応じて一酸化二窒素を追加して調査、予測、評価を行うべきとして答申案に挙げた。

答申案(12)温室効果ガス等については、発生源として浸出水処理工程を追加し、また、埋立地や車両等も含めた発生源について、必要に応じて一酸化二窒素の調査の追加を求めた意見である。

資料3の5その他について、変更した部分は②の放射性物質の調査、予測及び評価についてである。前回委員会での意見にもあったが、現時点では放射性物質による環境の汚染に関してはアセス制度に規定されておらず適用除外となっており、少なくとも調査、予測及び評価までは求めることはできないため修正した。

答申案には①、②それぞれ1項目を、答申案4その他(留意事項)として整理している。

答申案4その他(留意事項)(1)について、異常気象及び地震等の発生により供用時に保有水の漏出等の事故が発生した場合を想定し、その影響を最小化する対策の検討と、当該災害事故発生時の環境影響の把握に努めることとして項目を挙げている。

(2)については、放射性物質について、既存施設の受入廃棄物、放流水及び地下水に含まれる放射性セシウム濃度並びに埋立地及び敷地境界における空間放射線量率のモニタリング状況等を踏まえ、当該事業計画においても、環境保全上の配慮に努めることとして記載している。

ここでのモニタリング状況等については、現状、放射性物質汚染対処特措

法に基づき又は準じて、事業者において自主管理基準を定めており、その中で各種モニタリング等を行っており、今現在大きな問題は生じていない。これを踏まえて、新たな事業の中でも引き続き環境保全上の配慮に努めるよう遺漏のない対応を促す趣旨で記載している。

以上、事務局において、答申案について論点整理と併せて検討した内容である。

(2) 質疑

(委員)

答申案の1事業計画に関して、答申案に記載されている内容は、事業計画の修正を求める内容となっている。答申案の前文の末尾で「下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある」と述べており、1(1)で集水ピット等の容量等の検討や、雨水排水路の確保、1(2)では施設供用後の水質モニタリングの項目追加を求めている。

これらの事項は、調査・予測・評価ではなく、廃棄物処分場の事業としての運用にかかわる大きな事項に感じられる。

資料3には事業計画等の項目の説明に「準備書への記載をするなど対応すべきではないか」とあったので、準備書へ記載するよう指導する程度であれば問題は無いと思ったが、事業計画の変更を求めるような事項について答申の形で意見を出すことは、アセス制度上の問題はないのか確認したい。このことについて、委員にも御意見を伺いたい。

(委員)

事業計画自体について、方法書の段階で計画の見直しを求めることが可能かどうかという質問と思う。個別の項目の中に吸収した形で整理して指摘するのか、事業計画等という形で示すのか、どのように整理するのが問題であるかと思う。

答申の事業計画等で記載している、地下水等のモニタリングの話は水文環境等にまとめることも可能なのではないかと思うが、事業計画等として対応を求めるとしているのが何故なのか分からないので教えてほしい。

(事務局)

資料3の2事業計画の項については、所要の措置を講じる必要があると判断するという点から、答申案の事業計画等として整理している。資料3の事業計画等については「準備書に記載するなど対応すべきではないか」との記載のとおり、準備書に記載させることを想定している。

(委員)

答申案1(1)の調整槽と防災調整池の容量の再検討については、計画自体の見直しを求めていると判断してよいか。

(事務局)

当該記載は、調整槽等の容量等の計画が現時点では明確でないことから、準備書の中でしっかりと記載するよう求めるイメージである。

(委員)

そうであれば、この部分の記載については、事業者が事業計画に対する見直しと受け取らないような書きぶりに改めた方が良いと思われる。

(事務局)

委員の指摘のとおり、事業者に対して意図が的確に通じる表現に修正することとする。

(委員)

答申に記載されていることについて不必要という考えではなく、環境影響評価制度の中で、ここまで対応を求める権能があるのかどうか、心配したところである。

答申の記載については、県の廃棄物処理部局が、許認可の際に求める内容であるような印象を受けた。

対応については、事務局で勘案いただければよいと思う。

(委員)

細かい点ではあるが、(4)の水文環境のイの記載の表現について、「水資源としての地下水環境～」というのはいくつとしないので、「水資源のとしての観点から～」とした方がよいと思う。

(委員)

答申案の(5)騒音・振動のアに、供用時には君津市の環境保全条例に基づいて評価することとされているが、モニタリング調査結果では過去5年間の経過を見ると60dB以上になっている。

現状で基準を超えており、事業計画からは、今後増えることはあっても減ることは無いと考えられるが、問題は無いのか。

現時点でも条例は守られておらず、今後も遵守することは難しい。そういう内容をどう評価すればよいのか。

(事務局)

条例で規定されていることについては、守られなければいけないと考える。

現状でも守られていない状況ではあるが、事業者も、また指導する市側においても、当該事業場が条例に該当するという認識がなく、今後事業者も届出を行い、指導を受ける。

今後は、事業者も騒音の規制があるという認識の下で作業が行われることから、多少なりとも改善されること、また、規制値についても常に下回らなければならない値ではないとのことであるので、対応をとることができることを期待している。

君津市でも、どのような指導を行うかを含めて現在検討中とのことであることから、効果的な指導が行われることを期待している。

(委員)

論点整理の(13)景観に関して、①の「土地利用・土地改変に関して、下流域の木更津市や富津市の住民や行政の意向調査を実施すべき」との意見について、前回説明した通り、袖ヶ浦市も下流域なので追加してほしい。

説明では、意向調査も難しいとのことであったが、様々な意見もあると思うので、その結果を委員会の場などで随時報告していただく必要があると思う。指導項目となったとしても、結果の報告を求めたいと考えている。

住民から意向が出る背景には、景観ももちろんであるが、答申案の4のその他の事項にある災害時の対応や放射性物質を扱っていること、また、事業計画(1)にある災害時に対する心配が、周辺自治体に及んでいるということがある。平時に影響を受ける範囲は現状の2自治体であるが、多くの住民が懸念しているのは災害時に影響を受けるのではないかということである。

このような住民の意識を、景観の意向調査で把握できるのではないかと考え、下流域を含めた住民の意識調査が必要ではないかとの意見を挙げている。

実際、関東地方のどこが震源地になってもおかしくない状態と言われていることから、何らかの事故が起こった場合に心配しているのは流域に何らかの漏洩が発生するのではないかということで、その際には責任を問われると思う。

想定できない事態ではないことから、広く周知をして心配や懸念があるのであれば、意向を吸収し、災害時であっても心配が努力によって軽減できる

ようにするべきである。

例えば、最悪の事態では電源を失っていることが想定されることから、センサー等も効果が無くなっていると思われる。そういった場合でもコントロールが可能である対策が当然必要だと思う。自家発電機や雨水に対する十分なキャパシティを備える等、最悪の事態に対する配慮を住民が恐らく求めていると思う。

そういったことが、大きく考えれば背景にはあるので、十分考慮していただきたい。

(委員)

指導事項とした項目についても、意見を十分に配慮した指導を行ってほしいとの意見であったと思う。

(事務局)

事業者への指導の内容や結果を、委員会などでフィードバックしてほしいとの意見と思う。指導の結果等については、委員会等で報告できると思う。

住民等の不安について解消していくということは、環境アセスメントに限らず必要なことだと思う。事業者においても住民説明会では、住民を対象としたシンポジウムなども開催すると説明しており、このような対応も住民の不安解消の一助にはなるものと思う。また、当然行政としてもやれることはやっていく考えである。

(委員)

アセス制度として、条例の技術指針に基づいて事業者は方法書等を作成して提出してくる。前提として、何を事業者に最低限求めているかは技術指針で明らかにしており、委員会としては技術指針に適合しているかどうかを審査の対象となっている。

技術指針に記載されていない項目について事業者に要求することは、場合によっては過度な要求となり、制度上妥当かどうか問題となる可能性がある。

近年は異常気象等の防災についての関心が高く、委員会としてもその点について留意事項を述べることはあり得ると思うが、特定の事業者に対してだけ述べるというのは公平の原則からも望ましくない。答申は知事意見として最終的に述べられることから、その点の配慮が必要と思う。

今後の話とは思うが、評価項目の見直しに関して、放射性物質については国が基準を定めればそれを評価項目に導入するという議論があり、近いうちに対応されると思うが、防災等の災害に関する項目について、千葉県では評

価項目に入っていない現状であるので、この点についても見直しを行っていく工夫をしていき、見直しをした内容に基づき、委員会で意見を述べるというのが筋であると思う。

(委員)

突き詰めれば、答申案の4その他(留意事項)は項目としては削除した方が良いという御意見かと思う。

(委員)

その他(留意事項)の内容は、指導にとどめておくべきで、一事業者に対して知事意見として述べるのは、留意事項であっても望ましくないと感じる。

(事務局)

事務局としては、異常気象や放射性物質についても委員会で熱心に議論いただいたところであり、答申に入れるべきと考え、このような表現となったものである。しかし、委員会において「4その他についてはアセス制度の枠の外の話であるので答申として相応しくない」との意見があるのであれば、答申ではなく指導として事業者に対して意見を述べることは、方向性として問題ないとする。

事業者に対しては、委員会において議論された内容をしっかりと伝え、事業者が深く認識した上で事業を進めてもらいたいと思っている。そういった意味では、答申にこだわらずに対応していきたい。

(委員)

法制度専門の委員の意見であるが、その他の委員の感覚としてはどうか。

(委員)

委員寄りの考えである。答申案の1事業計画の(1)の内容も防災に関する内容であるので、環境影響評価制度として、その内容まで含めて良いのか疑義があった。

しかし、当委員会で多くの意見があったのも事実であり、答申とは別に、委員会でどのような意見があったか、公開できる資料として残すことは可能ではないか。そこに示した意見については、事業者に対して委員会の「思い」として伝えていただければよいと思う。

(委員)

藤倉委員が指摘した答申の1事業計画(1)の防災に関連する部分について、委員会での議論の中では、設定降雨をどのようにするかが問題だったと思う。

防災的な記載になっているが、設定降雨による土砂崩れの予測等の話になるが、これは防災の問題に見えるが、地形の変形があるという意味での環境の問題であり、設定降雨によって汚染された水が流出してしまうのであれば問題である。この点については、書きぶりの問題であると感じる。

答申案の4その他について、基本的に環境影響評価制度の枠内で対応されるべきことではあるが、法律的な事項は一般に後追いで決まるものである。

しかし、法律的に定められていないとはいえ、委員会としての責任を放棄することはできないと私は思う。

いろいろな問題があると世間的に言われている事業について、当時の法律において規制や規定されていないことを理由に、委員会の答申に含めないというのは、委員会の責任を放棄しているようにも感じる。

答申にすべきか、指導にすべきか、もっと他の形にするのか、といったことについて、位置づけが理解できているわけではないが、指導は一般への公表されるものではないとの認識がある。

答申は委員会として公表するものなので、責任を持った発言として、答申としての対応が良いのではないかと思う。

(委員)

東京都の答申の際には、付帯意見を付けた記憶がある。千葉県では類似の事例は従来ないのか。

(事務局)

この場では確認ができないので、回答は保留したい。

答申や指導の位置づけについて、答申としていただいた内容については、そのまま知事意見に反映される。指導項目については、部長意見として事業者に対して知事意見と併せて示される。

委員限りの資料である資料3の論点整理資料については公開とはしていないが、議論の結果指導事項になった内容などについては、議事録の形で議論自体が公表される。答申のような形の書面では残らないので、委員会として認めた経緯が見えない部分はあるかもしれないが、議論があったことは知ることが出来る。また、議論の結果として指導事項になったものは、部長意見として公文書で事業者に示されることとなる。

委員会として、答申とは別の形で意見等を示したいということであれば、手法的な部分を考えなければならないと思う。

なお、部長意見による指導については積極的な公開は行っていないが、公文書であることから、情報公開の対象となる。

(委員)

指導は委員会からの指導ではなく、環境生活部長からの指導ということか。

(事務)

環境生活部長発の文書での指導となる。

(委員)

委員の意向としては、探さないと分からないようなものではなく、より積極的な形で文書として表面に出した方が良いのではないかというニュアンスと思う。

委員の意見では、千葉県では前例がないかもしれないが、答申への付帯意見といったもので、答申ではないが答申に付けて出す方法もあるのではないかというものであった。

(宮脇)

答申の様式的な部分への質問であるが、4その他というのは通常はどのようなことを記載する項目なのか。技術指針に挙げられている項目は、3の調査、予測及び評価の方法に列記される内容かと思うが、4その他というのは何を書くための項目なのか確認したい。

技術指針に載っていないが、委員会として技術指針外の内容もしっかりと意見を公式に示すということか。

(事務局)

基本的に4その他は通常は答申にはない項目である。そのため、表現には悩んだところであり、環境影響評価制度の枠内の話ではないが、このような形で入れ込んだものである。

(委員)

委員会としての希望や意見は一通り出されたと思うが、事務局側にも答申を受けるに当たって、内容に対応可能な範囲というものがあると思う。その辺の扱いについては、もう少し検討いただきたい。

委員会としての意見は、これまでの答申案の審議で出されたと思うので、この件についての審議を終わりたいと思う。

(事務局)

答申案の4 その他留意事項については、柳委員の意見のとおり、付帯意見のような形で整理したいと思う。

また、答申案の1 事業計画については、災害に関する部分について過剰と思われる意見については指導事項にすることで整理をしたいと思う。

(委員)

災害に関する部分について全て削除するのはさびしい気がするが、環境影響評価制度的には当てはまらないという整理かと思う。その辺りを含めて、事務局で手直し案を作成していただくこととしたい。内容としては、これまで確認いただいた通りである。

修正について、根本的な内容は変わらないが、表現や扱いが付帯事項に変更となるといったものかと思う。

事務局には、数日中に修正案を作成いただき、メール等で委員会の了解を得ることとしたいと思うが、手続きについて、各委員了承いただけるか。

(各委員)

了承

(委員)

了承いただけたことから、事務局から数日中に各委員へ修正案を連絡いただくこととしたい。

もし、さらに御意見等あった場合には、各委員は基本的に表現されている内容については了解いただけていると思うので、委員長と副委員長で事務局に相談して文章を決定することとして了解いただく。

以上で、議事(1)の君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について(答申案)の審議は終了する。

休憩後に議事(2)の審議を行う。

2 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 事務局説明

事務局から、船橋市南部清掃工場建替事業について環境影響評価手続きの状況について資料5により説明が行われた。

① 質疑

特になし

(2) 事業者説明

事業者から船橋市南部清掃工場建替事業について、資料6を基に事業の概要の説明が行われた。

① 質疑

(委員)

既設の焼却施設よりも新設の焼却施設を小さい能力にした理由はなにか。ごみ量が減ったのか、廃ガス量が減ってるのか、建物等の設備は小さくなるのか、確認したい。

(事業者)

船橋市の廃棄物処理計画に基づいており、将来推計として人口は増加するが、住民一人当たりの排出量は減少していることから、全体としてごみ量は減っていく推計となっている。

準備書の2-15ページに、船橋市のごみ発生量の推移のグラフを示しており、平成22年度までの実績と23年度からの推測値を記載している。

(委員)

ごみ量が減るという見通しとのことだが、ごみ量が減ることに対応して既存の施設からどのように変更されるのか。

(事業者)

施設について、一つ一つの設備がどのように小さくなる等の変更となるのか、現時点では確認できる資料がないため、回答は控えさせていただきたい。

排出ガス量については準備書2-23ページに記載があり、新施設では30,750 m³/時としている。既存施設の排ガス量の正確な数値は手元はないが、この新施設の排ガス量が既存施設より小さい値なのは確かであり、新施設では既存施設よりも排出ガス量は小さくなるものと予測している。

(委員)

スライド22について、準備書説明会が10月13日に実施とあるが、台風の影響は無かったのか。不慮の天候となり、再度説明会をする等の対応は考えられるのか。

(事務局)

千葉県では、台風は10月13日の深夜から14日にかけて影響があり、13日については交通機関の乱れ等もなく、雨天ではあったが不慮の天候という状況ではなかった。

(委員)

三番瀬の再生を熱心に議論をしている住民もおり、現地は埋立行為を止めた関心の高いエリアだと感じていたので、説明会の参加者が1名というのは、説明会等の周知がしっかりと行われていたのかどうか、把握できない結果となっていると感じた。

資料6のスライド21ページについて、景観に係る事項について、知事意見に対して対応していただいているが、煙突の見える影響幅を求めた上で評価することへの対応について、使用しているガイドラインでは視覚が1度の場合で評価しているが、当該ガイドラインは環境省が簡便に評価を実施するために作成した物だと思われる。ガイドラインは間違っている部分が無いわけではない。

実際に私の研究室で調べたところ、視覚に関しての高さの比例だけでは決まらず、距離を精度よく調べて評価する必要があるとの結論となっている。

このことから、影響のある地域として浦安市を追加した対応は良いことである。

なお、霞の影響について、目標と30キロ程度の距離があれば影響を受けるが、近距離においてはほとんど受けない。環境影響評価としては最も影響を受ける日、つまり視覚的な影響が最も大きい、晴天時の霞のない日で評価すべきであり、このままの記載では不十分なので、さらに検討を続けるべきと思われる。

準備書と要約書を比べた場合、準備書のフォトモンタージュ写真について大きくする対応をしていただいたのは良いが、要約書の写真が縮小されたままである。写真を縮小すれば影響は小さく見えることから、要約書においてもデータを省略せず、そのままの大きさを記載するべきである。

準備書の7-346と7-347で説明すると、現在の工場の景観のインパクトと、新設で作られる青く塗られた工場のインパクトでは、明らかに新設の工場の方がインパクトは大きい。これは環境影響を低減する必要が明らかに出てくる。

建物の大きさのだけの問題ではなく、壁面に塗られた青色も問題である。船橋市の景観計画に基づき、公共施設であっても色は修正せざるをえなくなると

予想される。海岸部で安易に青色を使う公共事業は間違っているので、この点について早いうちにお伝えしておく。船橋市の景観審議会の担当部署に相談の上で適切な指導を受けて対応いただければと思う。施設の建替えに当たって、以前より目立つ施設となる必要はないので、担当者にも認識いただきたい。

(事業者)

施設の建設についてはDBO方式で入札を行うため、現時点ではデザイン等は確定していないが、事業の基本計画を作るに当たって、安易に青色を選択してしまった。

今後、事業者からの提案を募集・選定するに当たっては、頂いたご意見を踏まえ、デザインを含めて前もって市の関係課に相談の上、景観に配慮した対応をしたい。

(委員)

住民への周知に関連して、浦安市のホームページを確認したが、トップページにはアセス関連の情報はなかった。探してみたところ、市の環境保全課のページにアセスに関して掲載されていた。

市民の目線からすると、ほとんど分からない。よほど関心があつて探さないと分からないというのは、周知の方法としては非常によくない。

広報を指導する際に、トップページのお知らせ欄等に掲載するように指導しているのか。

環境影響評価制度は市にはないことから、初めての事案であったりする場合、馴染みがなく市の対応も考えなければいけない。

住民から、意見を求めるのであれば、誰でもすぐ目につくよう対応を指導いただければと思う。

(委員)

資料6のスライド番号15に、工事中の雨水等による環境への影響を検討しているが、現在使用している雨水管に、周辺の工場からの雨水と共に、工事現場からの雨水を合流させている。

昨今の大雨を考えると、現状の雨水管で対応が出来るのか、大雨が降った際に工事現場から流れる雨水がどれくらいあるか、水質だけでなく水量の観点が必要と思うが、検討はされないのか。

(事業者)

御質問については次回の委員会で回答することとしたい。

現在、船橋市で実施している、北部清掃工場の建替工事では、台風の大雨により既存の調整池があふれ、工事に当たって設置した新しい調整池に雨水が流入して止まったという状況があった。

今回の南部清掃工場建替工事については、周囲が海であり、雨水があふれば海に出て行くことになる。その際に海の水質がどこまで保てるかについて、雨水の影響と汚濁水の影響は別と考えられるので、この場での回答は保留させていただき、次回に回答したい。

(委員)

イメージとして、雨水管に濁水等が流れると詰まる等しないのか、疑問に思ったものである。次回に回答いただければと思う。

(委員)

工事に関して、資料6のスライド9に記載があるが、埋設廃棄物があることから遮水するという件について、具体的な工法に関して確認の上で記載されているのか。鉛直遮水工法にもいろいろな種類があり、どのような対応を考えているのか。

また、鉛直方向の汚染拡散防止について、工事では杭を打ち込むということで、不透水層を打ちぬいて杭を打つので、杭の隙間からの漏れをなくするためにケーシングをすると記載があるが、工法的に確立されたものを使うということか。

(事業者)

鉛直遮水壁について、工法については南部清掃工場の施設整備基本計画を策定した際に、メーカーに何社かにヒアリングを行い、いくつかの工法の提案を受けている。その中で、どの工法を採用するかについては、施設を建設する事業者を募集する際に、あらかじめ工法を決めておくべきか、あるいは、各メーカーのそれぞれの工法のメリット等を提示させた上で競争してもらった方がいいのか、検討している段階である。

鉛直方向の杭による汚染の拡大に関しては、「土壤汚染対策法の調査及び施行に関するガイドライン」の添付資料にある、土対法の指定区域になった際にも施工可能な工法に則って、工事を実施する考えである。

(委員)

後段の話について、土壤汚染対策法だけではなく、例えば海面処分場等での杭打ち工事など検討されているものもあるので、あまり事例はないが、工

事に入るまでに時間があるのであれば、色々調べていただき、技術提案など実施すると、ゼネコン等から色々出てくる可能性はあると思う。

(委員)

遮水工に関して、スライド10に鉛直断面図があり、遮水壁についてはわかるが、杭打ちについてはどこかに図示されているのか。イメージが良くつかめない。

(事業者)

準備書で杭打ちに関して図示はしていない。

(委員)

事業者の選定はいつ頃の時期を計画しているのか。

(事業者)

事業者選定のための要求水準書を今年度中に作成し、事業者の募集を来年のGW明け辺りに行う予定である。その後、事業者に提案書を作成してもらい、来年12月辺りに候補を絞り込み、最終的な事業者の決定は27年度末の議会にかけることとなる。

(委員)

他に質問等なければ、事業者の説明に対する質疑は終了とする。

事業者は退席願います。

・事業者退席

(委員)

あらためて、意見等あれば発言をお願いします。

特に意見がないようであれば、議題2は終了とする。議題1、2について終了したので、傍聴者は退席願います。

・傍聴者退席